

定 款

株式会社 ユビテック

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ユビテック と称する。
また、英文では Ubiteq, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電子応用装置およびこれらに関連するハードウェア、ソフトウェアおよび部品の有償受託開発、製造、卸、販売およびコンサルティング。
- 2 電子応用装置およびこれらに関連するソフトウェアの教育セミナーの企画実施ならびに出版物の刊行。
- 3 通信機器の中古品の修理、加工、卸および販売。
- 4 電話回線を利用した各種情報機器の販売。
- 5 電気通信事業法による通信事業者の代理業務。
- 6 電気通信事業および電気通信技術に関するコンサルティング業務。
- 7 情報処理事業および情報処理技術に関するコンサルティング業務。
- 8 コンピューターソフトウェアの設計ならびに販売。
- 9 情報処理システムの研究開発ならびに研究開発に関する調査、指導および教育受託。
- 10 通信システムによる情報の収集、処理および販売。
- 11 工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)、ノウハウ、著作権(著作隣接権を含む)、その他無体財産の取得、譲渡、貸与、企画、開発、保全、利用および仲介。
- 12 労働者派遣事業。
- 13 イベント及びセミナーの企画、開催。
- 14 有料職業紹介事業。
- 15 日用雑貨の販売。
- 16 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 52,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第1項による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に関する手続きおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について

て、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月 30 日までの1年とする。

(期末配当)

第 37 条 当社は株主総会の決議によって毎年6月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をすることができる。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当および中間配当には利息をつけない。

付記

昭和 53 年 9 月 25 日	第 3 条改定
昭和 55 年 10 月 30 日	第 23 条改定
昭和 57 年 12 月 8 日	第 5 条改定
昭和 59 年 10 月 29 日	第 5 条および第 22 条改定
昭和 61 年 10 月 29 日	第 2 条および第 5 条改定
昭和 62 年 4 月 10 日	第 7 条改定
昭和 62 年 10 月 28 日	第 1 条改定
平成 2 年 3 月 19 日	第 25 条改定
平成 5 年 6 月 25 日	第 2 条改定
平成 6 年 3 月 10 日	第 5 条改定
平成 7 年 6 月 26 日	第 2 条改定
平成 10 年 6 月 24 日	第 2 条改定
平成 12 年 9 月 19 日	第 3 条改定
平成 13 年 6 月 27 日	第 25 条改定
平成 14 年 9 月 25 日	第 5 条旧 20 条旧 21 条改定、第 6 条削除
平成 15 年 9 月 12 日	第 5 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条改定
平成 16 年 3 月 15 日	第 2 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条 第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条改定 第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 22 条 第 26 条、第 27 条、第 28 条削除
平成 16 年 5 月 21 日	第 1 条、第 3 条改定 附則第 1 条、第 2 条、第 3 条新設
平成 16 年 9 月 16 日	第 2 条、第 11 条、第 17 条、第 24 条、第 28 条改定 第 6 条、第 26 条、第 27 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条 第 34 条、第 36 条、第 37 条新設
平成 17 年 1 月 17 日	第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 39 条、第 40 条改定 第 7 条削除 第 7 条、附則第 1 条新設
平成 17 年 3 月 28 日	第 4 条改定 第 8 条削除
平成 17 年 9 月 16 日	第 8 条、第 9 条、第 10 条改定
平成 17 年 12 月 20 日	第 5 条改定
平成 18 年 9 月 21 日	第 4 条、第 14 条、第 23 条、附則 第 1 条から第 5 条 新設 第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、 第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条第 1 項、 第 24 条、第 25 条、第 28 条第 2 項、第 29 条、第 30 条、 第 32 条、第 33 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 改

	定
	旧第 10 条→第 12 条、旧第 23 条→第 20 条 移設
	旧第 10 条第 2 項、旧第 15 条、旧第 21 条、旧第 22 条、 旧第 32 条、旧第 33 条 削除
平成 19 年 9 月 20 日	第 1 条改定
	附則 第 6 条 新設
平成 19 年 12 月 1 日	附則 第 6 条 削除
平成 20 年 9 月 26 日	第 3 条改定
平成 21 年 2 月 9 日	第 6 条改定
平成 21 年 9 月 17 日	第 8 条、第 35 条、第 36 条改定
	旧第 8 条削除
	附則第 1 条、第 2 条、第 3 条新設
平成 22 年 1 月 6 日	附則第 1 条、第 2 条、第 3 条削除
平成 25 年 9 月 20 日	第 2 条 12 項新設、第 6 条改定、第 8 条、第 9 条新設
	附則新設
平成 28 年 9 月 28 日	第 2 条、第 3 条改定
令和 4 年 9 月 27 日	第 15 条改定
	附則第 1 条、第 2 条新設
令和 5 年 3 月 3 日	附則第 1 条、第 2 条削除